

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和2年2月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900090号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900053号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年12月15日は3万円、平成21年7月14日は10万円、同年12月15日は12万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成22年12月14日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成22年12月14日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月15日
② 平成21年7月15日
③ 平成21年12月15日
④ 平成22年12月15日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①から③までについては、A社から、請求期間④については、B社からそれぞれ賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から③までについて、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書（写）並びに金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表（写）及び同僚の当該期間に係る預金元帳（写）により、請求者は、A社から請求期間①は3万円、請求期間②は10万円、請求期間③は12万円のそれぞれの標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②の賞与支給日については、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書（写）の日付が、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表（写）の振込日と相違しているが、実際の賞与の支払日が確認できる当該預金取引明細表（写）における振込日から、平成21年7月14日を賞与支給日とすることが妥当である。

事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の取締役は、平成20年12月15日、平成21年7月14日及び同年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④について、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書（写）、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表（写）及び同僚の当該期間に係る預金取引明細表（写）並びに同僚から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書（写）により、請求者は、B社から当該期間において8万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間④の賞与支給日については、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書（写）の日付が、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表（写）の振込日と相違しているが、実際の賞与の支払日が確認できる当該預金取引明細表（写）における振込日から、平成22年12月14日を賞与支給日とすることが妥当である。

事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月14日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900091号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900054号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月15日は12万円、同年12月15日は12万円、平成16年7月15日は10万円及び同年12月14日は10万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①から④までについて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された当該期間に係る預金通帳(写)、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表(写)及び同僚の当該期間に係る預金取引明細表(写)並びに同僚から提出された当該期間の賞与に係る給与明細書(写)から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間④の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表(写)で確認できる振込日から、平成16年12月14日とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の預金通帳（写）、請求者の預金取引明細表（写）及び同僚の当該期間の賞与に係る給与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月15日は12万円、同年12月15日は12万円、平成16年7月15日は10万円、同年12月14日は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の取締役は、平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日及び同年12月14日の賞与について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900094号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA保育園における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、A保育園において、昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給料明細書等を提出するので、調査の上、同年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、A保育園が加入していたB機関発行の請求者に係る退職所得の源泉徴収票によると、退職年月日は平成元年3月31日となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A保育園は平成元年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。雇用保険に係る事業所台帳全記録照会によると、同事業所の廃止等年月日は、平成元年3月30日と記録されており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

また、請求者の雇用保険の離職日は平成元年3月30日となっており、オンライン記録と符合している上、請求者と同様に、A保育園が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成元年3月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、請求者は自身と同じ退職日(平成元年3月30日)だったと回答している。

さらに、請求期間当時の事業主は所在等が不明であるため照会することができず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者から提出されたA保育園に係る平成元年3月分給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、上記のとおり、事業主に照会することができず、同僚からも当該事業所における保険料控除方法等について回答が得られないことから、控除されている厚生年金保険料が何月分のものであるかを特定することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。